

令和5年3月15日

取手市議会議長

金澤克仁 殿

建設経済常任委員会

委員長 染谷和博

委員会中間報告書

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第45条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 調査事件名 令和4年第2回意見交換会時要望・意見及び永山中学校・藤代南中学校との協働事業における生徒可決議案に関する当委員会所管事務
- 2 調査の経過 令和4年12月8日、令和5年1月19日、令和5年3月8日
- 3 意見 別紙のとおり

【建設経済常任委員会】令和4年第2回市民との意見交換会の要望・意見調査報告

項目	要望・意見	現状（回答）
1	紙と電子化を両面で進める上でセキュリティ対策強化が重要。そのことが市内中小企業にも影響ができるとよいのではないかと。	<p>本市のデジタル化の推進については、総務部情報管理課を中心に取組を進めています。例えばオンライン申請手続きによるペーパーレス化や、キャッシュレス決済の実現等により、事務手続きの効率化や市民サービスの向上が図れるよう、デジタル技術の活用を検討しているところです。</p> <p>ご指摘のように、デジタル化の推進には中小企業をはじめとした事業者の理解・協力が不可欠であり、セキュリティ対策についても万全を期す必要があることから、引き続き国の動向に注視しつつ、庁内関係課と連携を図りながら調査研究を進めています。</p>
2	市のレベルで中小企業の支援をしてほしい。海外進出の支援（税制指導・海外への登記など）を。	<p>市では市内中小企業を支援するために、事業資金融資の斡旋や販路拡大の支援、起業家支援等、幅広い事業者層に対応できるよう展開しております。また、新型コロナウイルス感染症の拡大以降は、「事業継続応援給付金」や「事業者応援一時金」、「事業所等新型コロナウイルス感染防止対策費補助金」等、コロナ禍により疲弊している中小企業等への事業継続に向けた補助事業を実施するとともに、「プレミアム付商品券」、「生活応援商品券」の実施により地域経済の活性化に繋げているところです。</p> <p>海外進出に向けた支援については、現在のところ具体的取組には至っておりませんが、国や県等の関係機関を通じて、海外企業とのビジネスネットワークの構築や各種相談会への参加、取引に必要な事務手続きサポート等、全国の優良事例等を参考に調査研究を進めています。</p> <p>また、令和4年12月には「中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定しました。本条例は中小企業等の振興に関し、本市の基本的姿勢や方向性を定めるものであり、今後更なる市内経済の活性化が図れるよう、中小企業等の振興支援に努めています。</p>

項目	要望・意見	現状（回答）
3	<ul style="list-style-type: none"> ・創業支援では様々な分野、視野を広げていくことが大事。 ・創業支援について、市には啓発的なことをやってほしい。スタートするときに一番大事、どうやったら創業できるのかなどスタートを支援することが必要。また若い人や、やる気のある人を支援することは、とても大事。 	<p>市では「起業でまちを元気にする」をキーワードに、起業家タウン取手の実現を目指すため、平成27年度から（一社）とりて起業家支援ネットワークと連携し、創業支援事業を展開しております。事業内容としては、起業を希望する方、起業して間もない方を対象に起業に必要な経営ノウハウを学ぶ「創業スクール」をはじめ、市内で起業をした事業者に対して、初期費用を補助する「産業振興チャレンジ支援事業補助金」、インキュベーションオフィス等を利用して事業活動を行う事業者に対して、利用料金の一部を補助する「市民事業活動促進補助金」等があります。</p> <p>また、学生や若い世代の方の起業に関する理解と関心を高めることを目的に、ビジネスプランコンテストも開催しているところです。</p> <p>市としては、若い世代をはじめとした幅広い年代の方に、起業に向けた機運の醸成を図るとともに、起業希望者や新規起業家のニーズに応えた支援事業の展開が図れるよう努めています。</p>
4	<p>八坂神社のお祭りについて、コロナ禍の中で開催する場合、取手市基準を決めるのに、もっと介入してほしい。八坂のお祭りを取手の祭りにできないのか。</p>	<p>市や観光協会では、地域のにぎわいを創出し、活性化が図れるような観光振興を目的とした祭りやイベント、地域商店街の活性化や商業の振興育成が図れるような事業に対し、補助金の交付や人的支援、広報周知に関する協力などを行っています。</p> <p>八坂神社例大祭などの直接的な神事への介入については、政教分離の原則から難しいところですが、沿道周辺のにぎわいを創出するイベントの部分に関しては、夏祭りを実施する地元商業関係者などで構成する実行委員会に対して補助金を交付して支援しています。</p> <p>市では引き続き、地域のにぎわいを通して、まちの活性化が図れるよう、商工会やイベントを主催する関係団体と連携し、取組を進めています。</p>

項目	要望・意見	現状（回答）
5	ごみの分別が他市町村と比べて厳しすぎる。	<p>常総環境センターでは、住民代表で組織した検討委員会を経て、資源化の促進・排ガス抑制・最終処分量の縮減などの環境保全を目的に、平成24年4月から現在の5種16分別を実施しています。</p> <p>市には、今回の「分別が他市町村に比べて厳しい」というお声は届いていない状況でした。問い合わせなどでは「どのように分別したらいいのか」というような内容があったところ です。</p> <p>市では、第二次取手市地球温暖化防止実行計画事務事業編に基づき、ごみ分別の徹底を行い、ごみ排出量の減量に努めている立場です。</p>
6	不燃物はどうやって処理しているか調べてほしい。	<p>常総環境センターに運ばれた不燃ごみは、初めに手選別によって危険物を取り除き、次にアルミ・鉄類といった資源物とその他のごみに分別をします。</p> <p>その後、アルミや鉄類の金属系の資源物はリサイクル業者に売却され、建築資材やアルミ缶などにリサイクルされていきます。その他のごみは、可燃ごみと同様に焼却処分となる状況です。</p>
7	市の施設にごみの分別を正しく行っているか査察を入れるべき。	<p>市では、第二次取手市地球温暖化防止実行計画事務事業編に基づき、ごみ分別の徹底を行い、市内ごみ排出量の減量に努めています。</p> <p>その他の市の施設においても所管課を通じて、ごみの分別の徹底や排出量の削減については、周知啓発を行っている状況です。</p>
8	アートがあるまちづくりを推進しているのならば、駅前等に電気自転車を置いて利用できるようにしてほしい。	<p>原動機付自転車のレンタル利用については、利根川サイクルステーションのみで、駅前では実施していない状況です。</p> <p>市では、自転車活用推進計画の策定を進めており、自転車の普及促進や安全利用の周知啓発、観光振興が図れるよう、市民や専門家の御意見を踏まえ、内容の検討を行っております。御要望いただきました御意見も含め、導入に向けて市内関係課や関係機関などと協議検討を進めています。</p>
9	ふれあい道路周辺、宮ノ前ふれあい公園近くの病院と動物病院があるところに、病院に救急車が来ると動物病院に来院の人が、駐車場がいっぱいで歩道に停まって列をなし、通行できない状況になっている。自転車・車椅子が通れないので、市として対策をとれないか。	<p>御指摘の事案については、今現在、市民の方から担当の管理課などには通報が届いていない状況です。情報収集を行い、事態の把握に努めていきたいと考えています。また、御指摘の事案が常態化するようであれば、沿道を利用されている原因者への注意喚起を、今後図っていきます。</p>

項目	要望・意見	現状（回答）
10	<p>移動手段が少ない、バス停が少ない、夜道が暗い。</p>	<p>移動手段が少ないというご意見について、市内にはJR常磐線と関東鉄道常総線の2つの鉄道があります。取手駅、藤代駅を起点として、市内市外に向けてバスの路線網が広がり、更にそれらを補完するように、コミュニティバスが7ルート運行しています。また、市内に本社機能を持つタクシー会社も7社あります。比較的恵まれた交通機関の状況にあるかと思えます。しかし、高齢化が進むことによりニーズが変化していることも事実であると考えています。</p> <p>バス停が少ないというご意見について、路線バスのバス停は一般的に、300メートルから500メートルの間隔で設置されています。コミュニティバスのバス停については、利用者が高齢の方が多くなっている傾向もあり、配置間隔を路線バスと比べ短くしています。市内の停留所数については、路線バスで約200か所、コミュニティバスでは約300か所となります。</p> <p>夜道が暗いというご意見について、街灯等の整備ということになると思いますが、取手市防犯灯管理基準に沿って設置及び管理を行っております。設置基準は、市が管理する公道周辺や通学路などにおいて、交通安全上または防犯上、特に必要と認められる場所、また公共施設利用の安全性の見地から必要と認められる場所において、おおむね50メートル間隔で設置している状況です。この防犯灯については現在、設置のご要望がある場合には、市政協力員の方を通じて担当課に申請をいただいているところです。また、設置する場所についても、私有地である場合にはその所有者の同意書等をいただいで設置している状況です。地区の皆様の総意をもって担当課に申請していただき、その申請により、設置の必要性などを勘案して進めています。</p>
11	<p>桑原地区の開発に伴う取手市の交通網の利便性向上について。通学路の安全対策や時間帯に応じたバスの運行で、快適な環境がつかれるのではないかと。縦割り行政ではなく壁を越えて地域の課題を解決してほしい。</p>	<p>桑原地区開発区域には、寺原小学校、取手第二中学校の学区に含まれています。通学路の安全対策については教育委員会、小中学校、また建設部門など関係機関と連携を図りながら、対応を検討していきます。また、交通利便性の向上については、開発に伴い、路線バス等の公共交通機関の充実が期待できます。これも含めて、市内の公共交通の利便性の向上を図っていきます。</p>
12	<p>桑原地区開発について、イオンと地権者との進捗状況について詳細を知りたい。</p>	<p>詳細がまとまり次第、市の広報紙などを通じてお知らせをする予定です。</p>

項目	要望・意見	現状（回答）
13	取手駅西口 A 街区開発の進捗状況について詳細を知りたい。	新しい取手駅西口の交通広場の施設の概要は、バス停5か所、タクシー乗降場、身障者用の乗降場1か所、一般車乗降場5台程度、またエレベーター2基を設置する計画で今進めています。その他歩行者動線の快適性、利便性が向上されていくというところに効果が期待できます。その他都市景観を考慮した照明、花壇、ベンチなどの設置等、利便性に加え景観性も向上していくことが期待できます。
14	改修している駅前ロータリーの利便性、共同ビルで取手市は何に使うのか。	再開発ビル内に整備を検討している公共施設については、多目的交流機能や市民活動支援機能、また子育て支援機能など、複数の機能を持たせることを想定しております。この整備により、多くの方々に利用していただけるよう、魅力的かつ利便性が高く、市全体の将来的な発展につながるような公共施設になるよう、今後も検討を進めています。
15	高齢者専用マンションについて進めてほしい。	市で運営する高齢者専用マンションは計画していません。民間事業者のプラン等をご利用いただければ幸いです。
16	<ul style="list-style-type: none"> ・コミバスの必要性を感じる。 ・コミバスの充実。 ・コミバスの使い勝手が悪い。 コミバスについての利用しやすいルートを検討	<p>現在コミュニティバスについては、7台で7ルートを運行しています。限られた予算の中で運行していますので、充実というご要望でのバス車両の追加導入は難しいと考えます。しかし、利用実態や市内全体のバランスなども考慮し編成していく必要性は十分認識しています。いずれかの一部を充実させようとする、その代わりにいずれかを削減または廃止する必要性が出てくることも考えられますが、コロナ禍の影響ということも引き続き配慮しながら、利用実態を把握して、より使いやすく利便性の高いルートダイヤの検討を進めています。</p> <p>次にタクシーの充実というご意見について、市内に本社機能のあるタクシー事業者が7社あります。保有している車両台数については、コロナ禍の影響もあり、令和3年度は、コロナ禍前と比較し減少したというお話もいただいています。これは新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少が原因の一つにあると同っています。これまで市では、国のコロナ交付金を活用して、交通事業者の事業継続を支援してきましたが、実際に利用していただく方がいなければ、事業は縮小してしまうので、タクシーも含めた公共交通機関の積極的なご利用をお願いしています。</p>

項目	要望・意見	現状（回答）
17	コミバスの件でハブ方式を作ってほしい。藤代と市役所のシャトルにする。	現在のコミュニティバスネットワークの概要や考え方について、取手駅を中心としたルート設定にしています。取手駅周辺のようにバス利用者が目的とする施設が集中しているエリアは、人口集積も高い地区であり、取手駅を中心として中央循環東ルート、中央循環西ルートを設定しています。この2つのルートを中心として、市内を西部地区、北部地区、東南部地区、東北部地区の4地区に分け、それぞれのルートを設定し、これに加え、小堀地区のアクセス確保のため小堀ルートも設定して、それぞれ乗り継ぎ拠点という箇所を経由し、各ルートから中央循環東西ルートに接続しています。このような路線配置にすることにより、アクセス性を高めています。
18	コミバスにトイレを設置してほしい。	現在運行しているコミュニティバスは、全長7メートルのコンパクトなバスを使用しています。これは狭い住宅団地などにも乗り入れができるような車両の選定をしています。トイレの設置には、車両の大型化が必要になり、バス車内トイレの設置は難しい状況です。
19	コミバスには審議会があるのか、ないのか、教えてほしい。	コミュニティバスの運行については、道路運送法に基づき、取手市地域公共交通会議において協議を行っています。審議会という名称ではありませんが、協議会があります。
20	桑原地区の開発で新しい駅ができるのか。現在の交通網は良いとは言えない。道路整備も取手市はできているとは言えない。交通網の利便性の向上を図ってほしい。	現在のところ、桑原地区の開発計画の中で新駅の計画は含まれていません。本地区は、取手駅から約2キロ、それから藤代駅、常総線の各駅からも近いことから、まずはその駅と桑原地区が結ばれるような、路線バス等の公共交通の充実を図ることが、市内の公共交通利便性の向上、それから波及効果となり、地域の活性化につながるものと考えます。
21	取手市は高齢化が進んで、自分は取手地域に住んでいるが買い物環境が縮小してきている。桑原地区の新駅の話は頑張してほしい。市内、車イスでの移動が不便。段差や歩道が狭いなど、環境改善、バリアフリー化を進めてほしい。（取手駅東口周辺にお住まいの方からの声。）	市道のバリアフリー化については、建設部と連携を取りながら進めていきたいと考えています。公共交通のバリアフリー化としては現在、JR取手駅利用者の利便性向上、高齢者や障がい者などの移動の円滑化を図るため、JR取手駅構内のバリアフリー化設備の整備に係る費用について、市のほうから補助を行っています。令和5年度中には、1・2番線ホームへのエレベーター、それとホームドアの整備が完了する予定となっています。買い物環境は移動販売箇所を55か所に増やして対応中です。

【建設経済常任委員会】永山中可決議案調査報告

項目	要望・意見	現状（回答）
1	<p>街灯の整備と道路の整備を。危険なところの把握調査と工事 人口減少の抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道の草、暗い道路の整備 ・整備費をふるさと寄付金を活用し集める 	<p>防犯灯は、取手市防犯灯管理基準に沿って設置及び管理を行っています。設置の基準は、取手市が管理する公道周辺や通学路において、交通安全上または防犯上、特に必要と認められる場所、また公共施設の利用の安全性の見地から必要と認められる場所においては、おおむね50メートル間隔で設置しています。</p> <p>また危険なところの把握調査と工事について、道路の不具合箇所や危険箇所の把握は市民の方などから、電話やメールによる通報のほか、管理課職員による道路パトロールにより発見しています。</p> <p>修繕方法は、不具合箇所の損傷の程度により、経済性や難易度を考慮し、市職員により直営で行う場合と、損傷の規模が広範囲で多くの資機材が必要となる修繕の際には建設業者に発注するなど、その損傷状況に合った修繕方法で対応しています。</p> <p>市道の除草作業については、令和3年度では幹線道路などにおいて、道路の草刈り業務委託として、7件の委託を発注しており、実績額として4,363万1,000円となっています。</p> <p>また、市民の方から寄せられた除草要望は、管理課の職員で264件の除草作業を行っている状況です。</p> <p>取手市ではふるさと取手応援寄附金において、寄附金の使い道を選択して、皆様から寄附金をいただいているところです。しかしながら、市内にお住まいの方からの寄附に対しての返礼品の送付については、平成30年3月末をもって終了となっています。また、ふるさと取手応援寄附金とは別に、今現在、土木費寄附金として土木費への使用等を目的とした寄附金を受け付けており、こういったものが道路の整備にも役立てられるものと考えています。</p>
2	<p>道路の整備</p>	<p>通学路整備事業については、取手市通学路交通安全対策プログラムに基づき、各学校での通学路の安全点検の結果で、対策が必要な箇所が学務課に報告があり、取りまとめを行います。その後、合同点検を行い対策必要箇所の実施メニューを検討しています。</p>

【建設経済常任委員会】藤代南中可決議案調査報告

項目	要望・意見	現状（回答）
1	<p>町をきれいにする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンビニ、自動販売機の横、公園、街中などにごみ箱を設置 ・設置したごみ箱の片付けを、回覧板を回して、当番制にする <p>外にごみ箱を設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チラシ、ポスターなどで、ごみ箱の設置に関する広報活動を行う。 ・カラスなどの被害を避けるごみ箱（蓋をつける、口を小さくするなど） ・当番制のゴミ箱管理 	<p>市では清潔で、きれいなまちづくりを推進するため、「取手市まちをきれいにする条例」を定めています。この条例の考え方として、ごみ箱を町の中に設置するのではなく、ごみは持ち帰り、ご自身で適正に処分していただくようお願いしています。そのような取組も含め、環境講座を通じて、皆様の環境意識の向上を図っている状況です。</p> <p>また、条例中に市民の皆様へ向けられた規定もあり、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。</p> <p>またホームページや広報紙では、空き缶やたばこの吸い殻のポイ捨て禁止、ペットのふんの持ち帰りといったことなどの呼びかけを行っています。</p> <p>清潔できれいなまちづくりのために、条例に基づいた取組を進め、環境講座などを通じて、市民の環境意識の向上に努めています。</p>
2	<p>住みやすい環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街灯を増やす ・道路の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・街灯を増やす <p>防犯灯については、取手市防犯灯管理基準に沿って設置及び管理が行われています。概ね50メートル間隔で設置されています。交通安全上や防犯上、また街並み等に配慮して必要な箇所について提言を行っていきたいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の整備 <p>道路の不具合や危険箇所の把握は、市民の方からの電話やメールによるご連絡のほか、市担当者がパトロールを行っています。</p> <p>不具合箇所の損傷の程度により、市職員が直営で修繕、業者に依頼を行っています。</p> <p>議会でも、常に市民の皆様が利用する道路の利便性と安全性が高められるよう提言を行います。</p>